

# 選挙郵便利用のご案内

立候補される皆様へ

日本郵便株式会社 米子郵便局  
郵便番号：683-8799  
電話：0570-943-754

2022年2月13日現在

# 立候補される皆様へ

日本郵便株式会社

選挙運動に使用する通常葉書の取扱い方法等につきましては、公職選挙法及び公職選挙郵便規則等に定められていますが、ご利用上の注意義務等をお知らせします。

## 1 関係郵便局への連絡等

- (1) 選挙事務所を設置された場合は、最寄りの郵便局（当社の中国支社長が指定する郵便局）と緊密に連絡をしていただき、選挙運動用通常葉書（以下「選挙葉書」といいます。）の差出方法等について十分打合せの上、行き違いのないようお願いします。
- (2) 選挙葉書のご利用について不明な点がありましたら、上記(1)の郵便局にお問い合わせください。  
また、お問い合わせの際は、直接責任者にお尋ねくださいますようお願いします。
- (3) 選挙葉書の差出しを推薦者又は知人等にご依頼される場合にも、この利用上の注意を十分お知らせいただきますようお願いします。

## 2 選挙運動に使用する通常葉書

### (1) 選挙葉書の使用枚数

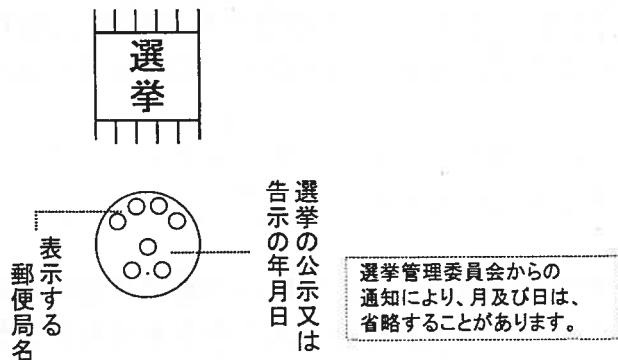
選挙葉書は、候補者一人について次に掲げる枚数を選挙運動の期間内に限り、下記の郵便局から無償で交付を受けるほか、お手持ちの通常葉書に表示を受けて、選挙葉書として使用することができます。

選挙種別	候補者 1 人あたりの 使用枚数	通常葉書の交付・販売及び表示郵便局 (中国支社管内に限る。)
①衆議院（小選挙区選出）議員の選挙	35,000 枚	次のいずれかの郵便局 ア その選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の所在地の配達を受け持つ郵便局 イ アに掲げる郵便局以外の郵便局であって、その選挙区（選挙の一部無効による再選挙の場合においては再選挙の行われる区域。以下同じ。）の配達を受け持つ郵便局。ただし、その郵便局は、当該選挙の期日の公示又は告示前にあらかじめ選挙管理委員会が当社の中国支社長と協議したところにより、選挙長が指定します。
②参議院（比例代表選出）議員の候補者	150,000 枚	交付・販売郵便局はありません。（注）表示郵便局は、県の選挙管理委員会の所在地の配達を受け持つ郵便局
③参議院（選挙区選出）議員の候補者	次により算出した枚数 ・領布枚数（上限） = 35,000 枚 + 2,500 枚 × 当該選挙区内の衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区数 - 1	その選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の所在地の配達を受け持つ郵便局。ただし、二の都道府県の区域を区域とする選挙区にあっては、当該選挙区の地域を管轄する当社の中国支社長が指定する郵便局
④都道府県知事の選挙の候補者		その選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の所在地の配達を受け持つ郵便局。
⑤都道府県の議会の議員の選挙の候補者	8,000 枚	当社の中国支社長が指定する郵便局
⑥市長の選挙の候補者	35,000 枚	
	上記以外	8,000 枚
⑦市議会の議員の選挙の候補者	4,000 枚	
	上記以外	2,000 枚
⑧町村長の選挙の候補者	2,500 枚	
⑨町村の議会の議員の選挙の候補者	800 枚	

注：全国では、「上野、神田、銀座、芝、渋谷、新宿、豊島及び日本橋の各郵便局のうち、選挙長が指定する郵便局」が該当します。

## (2) 選挙用の表示

この通常葉書の表面左側上部にする選挙用である旨の表示は、次の様式で、さびききょうう色で表示します。



## 3 選挙葉書の交付、表示、返還、再交付

### (1) 選挙葉書の交付

選挙葉書の交付を請求される場合は、前記2の(1)の郵便局に、選挙長の発行する候補者用通常葉書使用証明書（以下「候補者用証明書」といいます。）を提示してください。

郵便局では、提示された候補者用証明書に、郵便局名、月日、「交付」の文字及び交付枚数を記入し、取扱者印を押して選挙用の表示をした通常葉書をお渡しします。その際、現品と引換に次の様式の受領証を提出願います。

第何号				
候補者用通常葉書使用証明書				
選挙区 何 区 候補者氏名 何 共				
上記の者は、令和何年何月何日執行の何選挙の候補者であつて、公職選挙法第142条第1項の規定による通常葉書を使用することができる者であることを証明する。				
令和何年※月※日				
何 選挙				
選挙長 何 共				
選挙用の表示をする日本郵便株式会社の 営業所名		日本郵便株式会社 何		
営業所名及 び月日	区分	枚 数	取 扱 者 印	備 考

受領証				
令和元年※月※日				
日本郵便株式会社 ○○郵便局長 殿				
郵便太郎				
下記のとおり受領しました。				
記				
選挙用の表示をする日本郵便株式会社の 営業所名		日本郵便株式会社 何		
ただし、令和 年 ※月 ※日公示による ○〇〇 雄員選挙に 使用するもの				

注：この様式は日本工業規格A4版とします。

## (2) 選挙葉書の表示

前記3の(1)により選挙葉書の全部又は一部の交付を受けないで、その代わりに、お手持ちの通常葉書（「注意」参照）を選挙葉書として使用される場合は、その葉書（選挙の表示をする場合に、葉書を汚損する場合がありますから、若干予備をお持ちくださいますようお願いします。）と候補者用証明書に郵便局名、月日、「表示」の文字及び表示枚数を記入し、取扱者印を押印して選挙用の表示をした葉書とともに返しします。

この場合、その場で直ちに差し出されても、一旦お持ち帰りいただき、改めて差し出されても差し支えありません。

### 「注意」

1 選挙葉書に使用するお手持ちの通常葉書は、私製のものでも日本郵便株式会社が発行するものでも差し支えありませんが、日本郵便株式会社が発行する葉書の場合はその料額印面は無効となりますので、お手持ちの葉書を使用されるときはなるべく私製葉書をお勧めします。

2 葉書の表面に通信文等を記載する場合は、できるだけ下部2分の1（横長に使用する場合は、左側部2分の1）以内に記載していただくようお願いします。

なお、下部2分の1（横長に使用する場合は、左側部2分の1）を超えて通信文を記載する場合は、受取人の住所、氏名、郵便番号等をはっきりと判別できるように記載してください。

3 私製葉書を使用する場合の注意

(1) 私製葉書には郵便切手をはらず、また、料金別納、料金計器別納又は料金後納の表示並びに左上部に製造業者のマークのないものをご使用ください。

(2) 私製葉書の規格は、内国郵便約款に定められておりますが、特に次の点にご注意願います。

なお、郵便番号の記入枠及びハイフンの色は、朱色又は金赤色でお願いします（別記1参照）。

ア 長辺14cm以上15.4cm以内、短辺9cm以上10.7cm以内の長方形の紙であること。

イ 紙質及び厚さは、日本郵便株式会社の発行するものと同等以上であること。

ウ 重量は2g以上6g以内であること。

エ 表面の色彩は、白色又は淡色であること。

オ 表面の上部又は左側部（横に長く使用するものにあっては右側部）の中央に「郵便はがき」又はこれに相当する文字を明瞭に表示したものであること。

4 選挙葉書の表面に記載できる事項及び他物を添付できる範囲等については、一般的の通常葉書と同様一定の条件がありますので、印刷等に際しましては、あらかじめ交付等郵便局とお打合せいただくとともに、不明の点等がある場合は、ご遠慮なくお問い合わせください。

## (3) 書損葉書に対する選挙用の表示

選挙用の表示をした葉書を、間違えて印刷したり、書き損じたり、又はき損した場合（以下「書損葉書」といいます。）は、その書損の枚数に限って別のお手持ちの通常葉書（私製葉書又は日本郵便株式会社が発行する葉書でも差し支えありません。）に新

たに選挙用の表示を受けて、これを選挙葉書として使用することができます。

この場合、お手持ちの通常葉書に書損葉書及び候補者用証明書を添えて、先に選挙用の表示をした郵便局にお申し出ください。郵便局では提出されたお手持ちの通常葉書に所定の表示をして、候補者用証明書には、郵便局名、月日、「表示」の文字及び表示枚数（かたわらに「書損」と付記します。）を記入し、取扱者印を押印してお返しします。

なお、書損葉書は選挙運動期間中、郵便局において保管し、選挙終了後にお返しします。

#### (4) 選挙葉書の返還

選挙葉書の交付を受けた後、立候補を辞退したときは、その葉書全部に候補者用証明書を添えて交付を受けた郵便局に至急返還していただきますようお願いします。

この場合、その一部が使用済みであるときは、選挙運動に使用したことを証する明細書を添えて残部を返還してください。

なお、候補者用証明書は、その余白に「返還」の文字及び返還枚数を記載し、かつ、通信日付印を押印してお返しします。

#### (5) 選挙葉書の再交付

立候補を辞退した後において、再び立候補したときは、選挙葉書の再交付を請求することができます。

この場合は、初めに交付を受けた郵便局に候補者用証明書を提示して請求いただければ、先に返還された通常葉書を再交付します。

### 4 選挙葉書の差出方法等

#### (1) 選挙葉書の早期差出

選挙葉書はできるだけ早く差し出していただくようお願いします。選挙期日の前日の配達便（差出局以外の配達にかかるものは、当該配達局への送達所要日数を見込んでください。）に間に合うように差し出してください。

なお、送達所要見込日数等については、最寄りのゆうゆう窓口のある郵便局へお尋ねください（あて所が離島等である場合は、特にご注意ください。）。

選挙葉書を選挙期日に切迫して差し出された場合は、選挙運動の期間内に配達できないことがあります。これは選挙葉書としての効果がなくなるだけでなく、公職選挙法違反に問われることになりますのでご注意ください。

おって、普通扱いとする郵便物の配達頻度の緩和（土曜日配達の休止）や送達速度の緩和（翌日配達の廃止）等を内容とする郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第70号。以下「改正法」といいます。）の施行に伴い、2021年10月以降、同法を踏まえた各種対応を実施しております。

普通扱いとする郵便物について、土曜日配達を休止する等、取扱いを変更しておりますので、これを踏まえ、早期差出しをお願いいたします。

#### 《改正法を踏まえた対応》

- 通常葉書など普通扱いとする郵便物について、金曜日までにお届けするためには、原則として水曜日（おおむね17時。時刻は郵便局ごとに異なります。）までに差し出していただく必要があります。それ以降は翌週の配達となります（見直し前の翌々配地域宛の場合は火曜日（おおむね17時）まで）。

<見直し後の普通扱いとする郵便物の取扱いイメージ：見直し前の翌配地域の場合>

	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日
水曜日差出し	差出し ⇒ (お届け日 数繰下げ)		配達	-	-	-
木曜日差出し	-	差出し ⇒ (お届け日 数繰下げ)		⇒ (土曜日の 休配)	⇒ (日曜日の 休配)	配達
金曜日差出し	-	-	差出し ⇒ (土曜日の 休配)		⇒ (日曜日の 休配)	配達

- 選挙運動用通常葉書についても、今回のサービスの見直しの影響を受けますが、改正法の附帯決議等を踏まえて、次のとおり取り扱います。

選挙表示等にお時間をいただくため、引き続き、候補者様においては、早期差出しへのご協力をお願ひいたします。

<見直し後の選挙運動用通常葉書の取扱いイメージ：見直し前の翌配地域の場合>

	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日
水曜日差出し	差出し ⇒ 金曜日まで に配達			-		-
木曜日差出し	-	差出し ⇒ 土曜日まで に配達			投票日	-
金曜日差出し	-	-	差出し ⇒ 配達			-

※ 同時に大量の差出しがあった場合は、選挙表示等にお時間をいただくため、翌日に差し出されたものとして取り扱う場合があります。

※ 選挙運動用通常葉書は、選挙運動期間内に配達するため、他の郵便物とは別にして取り扱いますが、差出しのタイミングや通数によっては差出日の翌日（配達予定日の前日）の配達となる場合があります（お届け日数を段階的に繰り下げているため、差し出された曜日又は宛て地によっては、原則、引受日の翌日までに配達となるものとして取り扱う場合があります）。

《参考：お届け日数の繰り下げについて（見直し後の普通扱いとする郵便物）》

- おおむね 17 時までの差出し（翌配地域の場合）

引受日	配達曜日	
	変更前	変更後
月曜日	火曜日	水曜日
火曜日	水曜日	木曜日
水曜日	木曜日	金曜日
木曜日	金曜日	月曜日
金曜日	土曜日	月曜日
土曜日	月曜日	火曜日
日曜日	月曜日	火曜日

- おおむね 17 時までの差出し（翌々配地域の場合）

引受日	配達曜日	
	変更前	変更後
月曜日	水曜日	木曜日
火曜日	木曜日	金曜日
水曜日	金曜日	月曜日
木曜日	土曜日	月曜日
金曜日	月曜日	火曜日
土曜日	月曜日	火曜日
日曜日	火曜日	水曜日

## (2) 選挙葉書の差出場所

選挙葉書には、必ず郵便局のゆうゆう窓口（表示をした以外の郵便局のゆうゆう窓口でも差出可能です。）に、選挙長の発行する選挙運動用通常葉書差出票（以下「差出票」といいます。）を添えてお出しください。

この場合、一時に多数差出しになるときは、郵便区番号ごとに区分けしていただくとともに、100通又はその端数ごとに一束に束ねていただくようお願いします。郵便局では差出票の備考欄に通信日付印を押印してお返ししますが、差出制限枚数に達した差出票は、郵便局で保管します。

なお、選挙葉書はポストには投函できません（郵便切手を貼付した選挙葉書をポストに投函されると、一般の郵便物としてお取扱いする場合がありますので、ご注意ください。）。

## (3) 差出票の使用方法

差出票の使用に関しては、次の事項に十分ご注意してください。

### ア 衆議院議員、参議院議員及び県知事の選挙

(ア) 差出票には、差出通数及び差出合計数を記入し、誤りがないかを確かめてください。

### (イ) 差出票の記載事項の制限

差出票は1枚につき差出通数の累計が500通（地方選挙については200通又は100通。以下同じ。）になるまで同一のものを使用してください。

1回の差出通数又は差出通数の累計が500通を超えた場合は、その超える分について、別葉の差出票を使用してください。

注：差出票は、1回当たりの差出通数が僅かで、その設欄の全部を使用しても当該差出票の差出合計数の累計が500通に達しない場合は、これを選挙長に提出して補充差出票の交付を受けなければなりませんが、当初又は途中から差出票の設欄を適宜分割して使用しても差し支えありません。また、裏面に設欄して使用（表面下部余白に「裏面設欄」と記入してください。）しても結構ですが、紙を貼り足して使用することは認められませんのでご注意ください。

### (ウ) 差出通数の記入方法

差出票の差出通数欄には、1回の差出しごとの差出通数を記入し、差出合計数欄には、1枚の差出票による差出通数の差出時までの分の累計（既に差出済みのものの累計ではありません。）を記入してください。（別記2の記入例1参照）

### (エ) 差出票記載事項の訂正

差出通数及び差出合計数を訂正したときは、差出人において訂正印を押印してください。（別記2の記入例2参照）

### (オ) 一時に多数差し出す場合の差出票の記入方法

一時に1,000通以上差し出されるときは、500通の整数倍となる通数につき、500通ごとに1枚として数えた枚数の差出票をとじ合わせ、1枚目の差出票の最初の記入欄に500通未満の端数を除いた全通数を記入することができます。

この場合、1枚目の差出票の記入欄は、差出票の合計枚数を記入し、そのかたわらに差出人の印を押し、かつ、2枚目以下の差出票の記入欄に朱色の斜線を施してください。（別記2の記入例3参照）

### イ 県議会議員、市長又は市議会議員の選挙

前記アの記載中、「500通」とあるのは、「200通」、「1,000通」とあるのは「400通」とするほかは、前記アと同様です。

## ウ 町村長又は町村議会議員の選挙

前記アの記載中、「500 通」とあるのは、「100 通」、「1,000 通」とあるのは「200 通」とするほかは、前記アと同様です。

### (4) 取扱時間

選挙葉書は次の取扱時間に、郵便局のゆうゆう窓口へ差出票を添えてお差し出しください。

なお、この取扱時間以外の差し出しを希望される場合は、事前に郵便局へご相談ください。

郵便局	取扱時間		
	平日	土曜日	日曜日及び休日
鳥取中央、米子、松江中央、岡山中央、倉敷、広島中央、山口中央	9:00 ~ 19:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 12:30
出雲、岡山東、水島、福山、呉、福山東、広島西、徳山、宇部、岩国、防府、下関	9:00 ~ 19:00	9:00 ~ 15:00	取り扱いません
備前、井原、竹原、大竹、柳井、長門、萩、小野田、厚狭	9:00 ~ 18:00	取り扱いません	取り扱いません
大野	9:00 ~ 17:00	取り扱いません	取り扱いません
上記以外のゆうゆう窓口がある郵便局	9:00 ~ 19:00	取り扱いません	取り扱いません

### (5) 返還された選挙葉書の再差出し

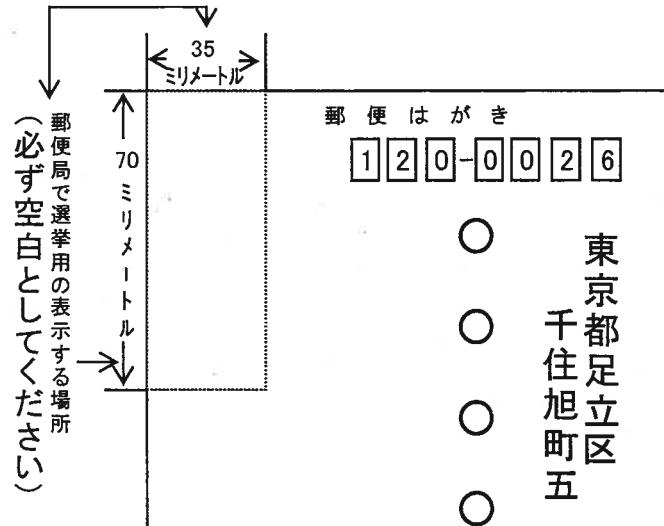
配達不能のため差出人に返還された通常葉書で再差出しされる場合は、その表面の見えやすいところに「再差出し」と朱書きし、又は、再差出しあることを明らかにして、差出票を添えて郵便局のゆうゆう窓口にお出しください。この場合、再差出しだけの選挙葉書の枚数は、既に使用（選挙表示）した選挙葉書の枚数と再差出しどの選挙葉書の合計が前記2の(1)の使用枚数の範囲内であることが必要です。

なお、切手の貼り付けは不要です。

## 5 特に注意を要する事項

### (1) 選挙用の表示位置

選挙葉書の表面には選挙用の表示をしますので、お手持ちの通常葉書を使用される場合は、あらかじめ次の場所を空けていただくようお願いします。



## (2) 選挙葉書の使用期間

選挙葉書は、当該選挙の選挙運動期間内（選挙の公示又は告示の日から選挙期日の前日まで）に限りこれを使用することができるものですから、この期間を経過して差し出された場合は差出人にお返しします。

## (3) 選挙葉書の特殊取扱い禁止

選挙葉書は、書留、速達等特殊取扱いはできません。

## (4) 選挙終了後返還される書損葉書

選挙終了後、郵便局からお返しする書損葉書は、日本郵便株式会社が発行する葉書と交換することはできませんのでご了承願います。

## (5) 選挙葉書のあて名記載等

ア 郵便物には受取人及び差出人の郵便番号を忘れず正確に記載するようお願いします。

イ 郵便物の受取人及び差出人の氏名並びに住所は、詳細にかつ、明瞭に、また、同居者の場合はその肩書き、アパート居住者の場合は、そのアパート名及び部屋番号を漏らさないよう特にご注意願います。

ウ 今までの例によりますと、古い名簿等によって名あてを記載したため、配達できないもの、又、名あての記載が不明瞭なため調査が困難な例が数多くありましたのでご注意願います。

エ 新住居表示制度の実施により町名地番の変更となっている区域宛てに差し出される際は、必ず新町名地番で、次の例により街区符号、住居番号を記載してください。

### 【一般の場合】

		町名	街区符号	居住番号	
東京都	文京区	湯島2丁目	4番	7号	〇〇荘
又は					
東京都	文京区	湯島2	~4	~7	〇〇荘

### 【団地の場合】

		街区符号	棟番号	各戸の番号
東京都	足立区	千住旭町	5番	1
東京都	渋谷区	幡ヶ谷3丁目	72番	3

オ 宛名は、選挙用の表示位置にかからないよう、別記3の例を参考に十分ご注意の上、記載してください。

## 6 お願い

以上の事項は、推せん者又は知人等に選挙葉書の差出しをご依頼される場合にも、同様にご注意ください。特に、推せん者又は知人等の方は、選挙葉書の取扱いについて説明を受けていないため、選挙葉書をポストに投函される事例があることから、ご注意く

ださいますようお願いします。

(1) 選挙葉書のご利用についてご不明な点がありましたら、交付等郵便局にお問い合わせください。

なお、お問い合わせの際は、直接、郵便局の責任者にお尋ねください。

(2) 選挙事務所を設置された場合は、ご利用される郵便局と緊密に連絡をとっていただき、選挙葉書の差出し方等について十分お打合せの上、行き違いのないようご利用ください。

また、選挙事務所を移転された場合は、ご利用される郵便局へご連絡ください。

## 7 よくある問い合わせ事項

問1 手持ちの通常葉書を使用する予定だが、作成時に「郵便はがき」又はこれに相当する文字の表示を漏らしてしまった。

答1 「郵便はがき」又はこれに相当する文字を表示してください。

なお、その場合の表示位置は、上部又は左側部(横に長く使用するものにあっては、右側部)としてください。

問2 郵便局が選挙用の表示を行う位置(70ミリメートル×35ミリメートル)に、文字や図形を印刷してしまった。

答2 当該範囲内が空白となるように修正してください。

問3 郵便局が選挙用の表示を行う位置(70ミリメートル×35ミリメートル)の範囲内に、あて名シールがはみ出し、同範囲に文字がかかってしまった。

答3 当該範囲内が空白となるように修正してください。

問4 あて名を手書きしたが、郵便番号記入枠及びハイフンの印刷色を朱色又は金赤色以外の色にしてしまった。

答4 朱色又は金赤色に修正してください。

なお、あて名及び郵便番号を、ワードプロセッサ又はパソコンコンピュータを使用してタックシールに印字いただき、既に記載されているあて名及び郵便番号が隠れるように貼り付けるなどの修正方法が考えられますが、修正方法については、差し出される郵便局にお問い合わせください。

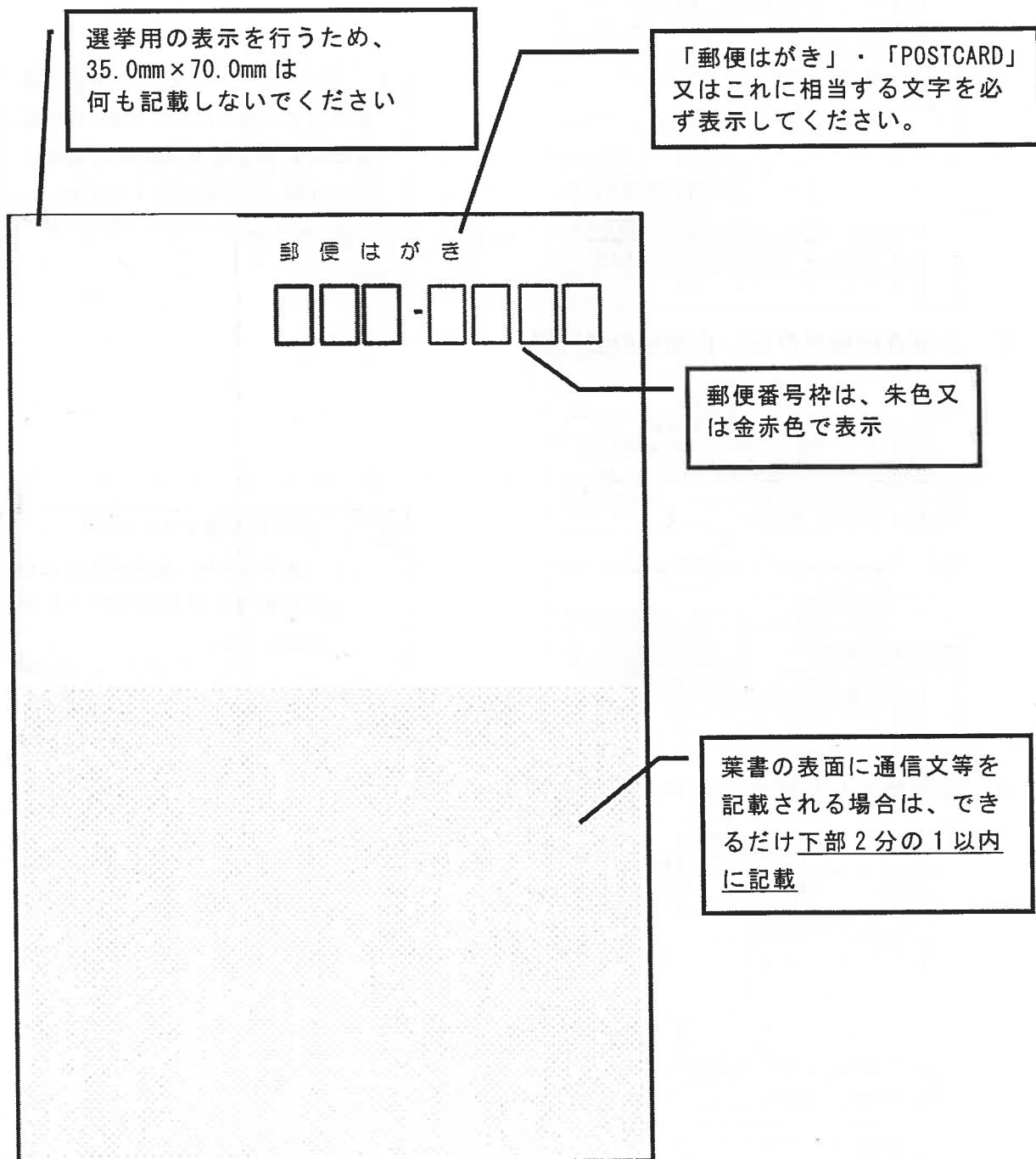
問5 明日が投票日(選挙期日)なので、どうしても今日、選挙葉書を差し出したい。

答5 選挙期日の前日の配達便に間に合わない選挙葉書はお引受けできません。

(本件では、選挙期日の前日に差し出されようとしており、この場合、当日中に配達することができません。このような状況で引き受けた場合、選挙運動期間を過ぎて配達することになるため、公職選挙法違反に問われることになります。)

### 私製葉書利用時の注意点

(縦書きの例)



## 別記2

### 差出票の記入例

#### 1 差出合計が500通になるまでの記入例

選挙運動用通常葉書差出票		
差出票番号	第 ●●●●● 号	
発行者氏名	●● 選挙選舉長	●●●●● 印
候補者氏名	●●●選挙(●区)候補者 ●● ●●	
この差出票による差出制限枚数		500通
差出月日	差出通数	差出合計数
20.10.8	50	50
		備考 日付印
20.10.9	110	160
		備考 日付印
		500通を超えて いないか確認
注：備考欄は、郵便物の配達事務を取り扱う日本郵便株式会社の営業所又は日本郵便株式会社の指定した営業所で使用する欄ですから記入しないでください。		

注：県議会議員、市長又は市議会議員の選挙の場合は200通、町村長又は町村議会議員の選挙の場合は100通と読み替えてください。

#### 2 差出合計数を訂正した場合の記入例

選挙運動用通常葉書差出票		
差出票番号	第 ●●●●● 号	
発行者氏名	●● 選挙選舉長	●●●●● 印
候補者氏名	●●●選挙(●区)候補者 ●● ●●	
この差出票による差出制限枚数		500通
差出月日	差出通数	差出合計数
20.10.8	50	50
		備考 日付印
20.10.9	110	160
		備考 「確認」の文字(赤記)と 正当数量を朱線で囲む 郵便局の捺印者印を押印
差出人の印正印		
注：備考欄は、郵便物の配達事務を取り扱う日本郵便株式会社の営業所又は日本郵便株式会社の指定した営業所で使用する欄ですから記入しないでください。		

注：1 訂正印を押してください。  
2 数字の赤枠、確認の文字及び取扱者印は郵便局で記入又は押印します。

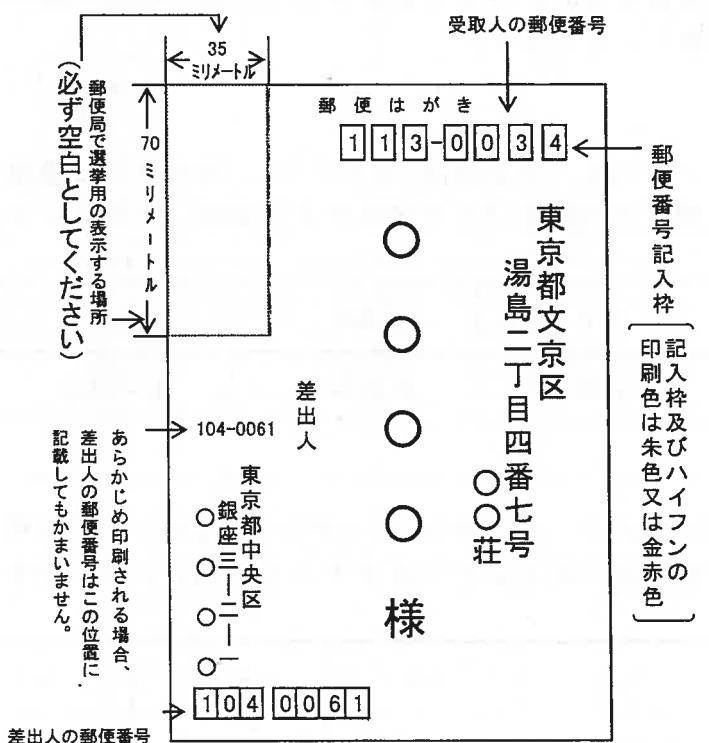
#### 3 差出票をとじ合わせた場合の記入例

選挙運動用通常葉書差出票		
差出票番号	第 ●●●●● 号	
発行者氏名	●● 選挙選舉長	●●●●● 印
候補者氏名	●●●選挙(●区)候補者 ●● ●●	
この差出票による差出制限枚数		500通
差出月日	差出通数	差出合計数
20.10.8	4000	4000
		備考
20.10.8	8枚	印
		備考 枚数がないか確認
とじ合わせた差出票の 枚数であるか確認		差出人の印があるか 確認
注：備考欄は、郵便物の配達事務を取り扱う日本郵便株式会社の営業所又は日本郵便株式会社の指定した営業所で使用する欄ですから記入しないでください。		
【2枚目以下】		
この差出票による差出制限枚数		500通
差出月日	差出通数	差出合計数
		備考
		朱色の斜線があるか 確認

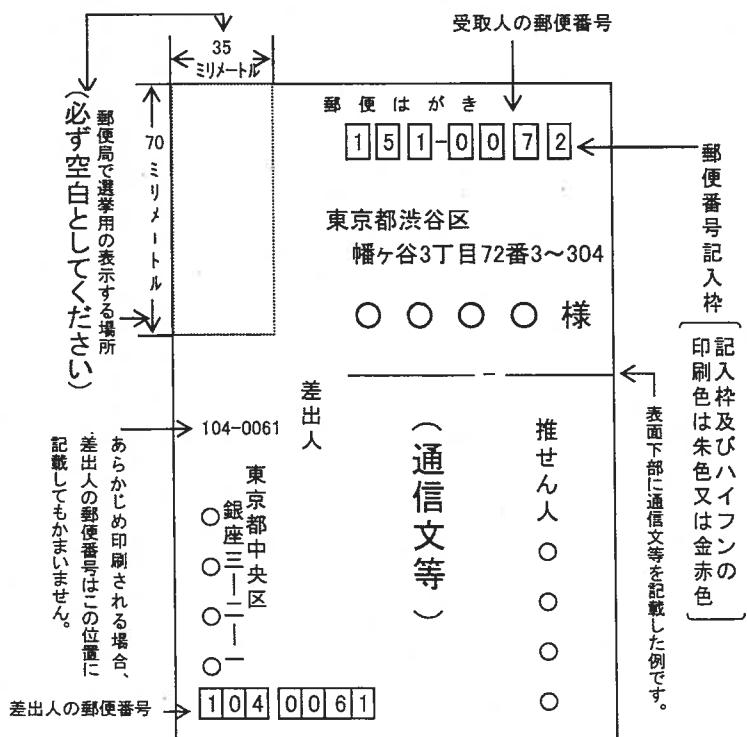
注：1 とじ合わせた差出票の枚数を記入し、  
差出人の印を押してください。  
2 2枚目以下の差出票の記入欄に朱色の斜線を施してください。

## 宛名の記載例

## 1 宛名をたて書きにする場合の例



## 2 宛名をよこ書きにする場合の例



### 3 あて名・郵便番号の記載について

郵便物のあて名については、詳細かつ明確に記載いただきますようお願いいたします。

郵便番号についてもかすれやむらが生じないようにする等、丁寧に記載いただきますようお願いいたします。

なお、あて名や郵便番号をパソコン等を使用して印刷いただく場合は、下記に配意いただきますようお願いいたします。

#### (1) あて名

全角文字を使用いただき、文字間隔(ピッチ)は、等ピッチで使用する文字の高さにより以下の間隔を開けた印刷をいただきますようお願いいたします。

文字の高さ	3.0	4.0	5.0	6.0
必要な文字間隔	0.7 以上	0.9 以上	1.0 以上	1.1 以上

単位：mm

#### (2) 郵便番号

全角文字を使用いただき、文字間隔(ピッチ)は、等ピッチで使用する文字の高さにより以下の間隔を開けた印刷をいただきますようお願いいたします。

文字の高さ	2.4	3.0	4.0	5.0	6.0
必要な文字間隔	0.6 以上	0.7 以上	0.9 以上	1.0 以上	1.1 以上

単位：mm